

上越市定住促進奨学生

詳しくは



申込書は申込先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

概 要	若者の定住を目的とし、市内に居住しながら市外の大学などに通学する学生を対象に、通学費を貸し付けます
応 募 資 格	次のいずれにも該当する人 ①市内に居住する30歳未満の人 ②市外の大学、大学院、高専（専攻科含む）、専修学校（専門課程に限る）に在学する人 ③公共交通機関の通学定期券を利用する人
人 数	上限なし（基金の範囲内）
貸 付 額（月額）	通学定期券購入費の合計額（月6万円上限）
貸 付 期 間	貸し付けを決定した月から在学する学校の最短修業年限の終期まで
返 還	6カ月据え置き後、4年以上16年（貸付期間の4倍）以内（無利子） 返還期間中に市内に居住しながら就業している場合、返還額の3分の2相当額を免除
提 出 書 類	申込書、住民票の写し、在学証明書、通学定期券の写し
申し込み・問合せ	随時受け付け。多文化共生課（☎025-520-5674）、各総合事務所、南・北出張所、教育プラザ

上越学生寮奨学生・上越市奨学生（在学募集）

両方に申し込むことはできますが、両方とも採用となった場合は、どちらか一つになります。申込書は申込先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

	上越学生寮奨学生	上越市奨学生（在学募集）
概 要	明日の上越を担う人材を育成するため、優れた学生などを対象に貸し付けます	経済的な理由などにより修学が困難な学生などを対象に、貸し付けます
応 募 資 格	上越市・妙高市・糸魚川市のいずれかの市に3年以上住所を有した人で、かつ、そこに所在する中学校または高等学校を卒業した人のうち、次のいずれかに該当する人 ①大学生 ②大学院生 ③学術研究者（大学または大学院を卒業し、研究活動をしている人）	令和7年4月に高校や専修学校、大学など（短大、大学院を含む）に在学する人で、次の全てに該当する人 ・保護者などの住所が市内にある人 ・保護者などの所得が一定基準以下の人 ・成績評定などが一定以上の人（大学などに在学する人に限る）
人 数	6人程度	20人程度
貸付額(月額)	大学生7万円、大学院生および学術研究者10万円	高校生1万5千円、大学生など4万円
貸 付 期 間	・大学生および大学院生＝6月から最短修業年限の終期まで ・学術研究者＝6月から5年間	4月から最短修業年限の終期まで
返 還	1年据え置き後、14年以内（無利子）	6カ月据え置き後、貸付期間の3倍以内の年数（無利子）
提 出 書 類	申込書、戸籍の附票、中学校または高等学校の卒業証明書、成績証明書、在学証明書または進学の予定を証する書類、研究内容や実績が分かる資料（学術研究者のみ）、レポート（大学生テーマ「学びを通してどのような社会貢献をしたいのか（将来目指すこと）」、大学院生・学術研究者テーマ「自身の研究がどのように社会貢献につながるか（将来の展望）」、2千字以内、指定様式）	申込書、奨学生推薦調書、保護者の令和6年分の所得額を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の控え、市民税申告書の写しのいずれか）、市民税所得割非課税世帯は最新の所得・課税証明書（父母のもの）、在学証明書
申 し 込 み ・ 問 合 せ	3月3日㊥～4月11日㊦（消印有効）の間に教育総務課（☎025-545-9262）、各総合事務所、南・北出張所	4月1日㊥～30日㊦（消印有効）の間に学校教育課（☎025-545-9244）、各総合事務所、南・北出張所

